

クの上手なことは当然なのですが、各地で馬鈴薯の話をされる機会が多く、筆者も何度も同行させていただきました。かみしめた丁寧な、独特のおう揚で、時にはべらんめえ口調の話し振りが印象に残ります。

いま私の手許に、古い資料ですが、昭和43年9月、札幌ロータリークラブ例会の資料があります。その例会に田口先生がゲストとして招かれ、「ポテトの話」を話された概要が掲載されています。その文の一部を引用させていただきます。「じゃがいもがなかったとすれば寒冷な北海道に、温暖な府県の作物が直接適合しない現実から、開拓の進展はいちじるしく阻まれ、百年を経過したとはいえ、開拓の速度は今でもなお昭和初期のすがた程度にもなっていなかったものと考えられます。じゃがいもは北海道開拓の当初より開拓者の熱源として消費されたばかりでなく、畑作農業の基幹作物として、北海道における農業経済の上に重要な地位を占めています」と。

また、「馬鈴薯」というA5判、カラー入りの本文500余頁に及ぶ印刷物があります。馬鈴薯疫病の特効薬として広く普及された「グリーンダイセン」の発売普及10周年記念として、昭和52年、三洋貿易株式会社札幌事務所がグリーンダイセン普及会の名で刊行されたものですが、この本は田口先生と、植物ウイルス病の権威者である北海道大学名誉教授村山大記先生とが監修されたもので、馬鈴薯の単行専門書としては、当時北海道の馬鈴薯関係者22名によって夫々専門の立場で執筆されている唯一のもので、1000部印刷されたのですが、もう残部はないようです。当時の三洋貿易株式会社札幌事務所長長沼正之氏、現所長富樫明裕氏と筆者で校正取りまとめの

手伝いをしたのですが監修責任者として、また“概説—馬鈴薯栽培の歴史をたずねて”の筆者でもある田口先生のエネルギーは大変なものでして、当時の思い出は決して忘れることは出来ません。

先生は試験場より、昭和33年北海道大学農学部教授として転じ、昭和44年退官され名誉教授の称号を受けられました。

その間、昭和31年に農林大臣賞、昭和34年に日本育種学会賞を、さらに長い間の幾多の業績に対し勲3等旭日中綬章を授与されています。しかし晩年胃がんのため手術・入院を続けられていましたが、平成3年6月10日肺梗塞のため87歳の生涯を閉じました。深い悲しみが強く心に残ります。

常識法話

◆ 社 員 ◆

もともとわが国の法制が、明治維新以来外国の法律の焼き直しだから、いろいろ抵触のあるのは当然のことだが、「社員」という言葉にも、天と地ほどの相違が含まれている。

正式の「社員」という語には、有限責任社員・無限責任社員を通じて、株式会社の株主というものに該当する、その会社を構成する構成員の一人なのである。

ところが、いつの間にか、その会社の従業員、即ち「サラリーマン」が社員と名乗るようになってしまった。オーナーとサラリーマンとでは、天と地ほどの差がある。

おそらくは、三井、三菱、住友、安田あたりの従業員が、「私は何々の社員です」と名乗ったのが初めであろうと思う。有限責任社員は、会社に対して負担する責任に限度のある者をいい、無限責任社員というのは、会社の負債に対し、無限に弁済の責任を負う者を意味し、いわゆる「社員」は法律上の社員ではない。